

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………
- ……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………
- 宅地建物取引業法による行政処分……………
- ……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………
- 建築基準法による道路位置の指定……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………
- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(四件)……………
- ……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- ……………(同)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………
- ……………(同)……………
- 平成三十年におけるとびうお流し刺し網漁業の許可等の申請期間等……………
- ……………(産業労働局農林水産部水産課)……………
- 港湾施設の開場時間の臨時変更……………
- ……………(港湾局港湾経営部経営課)……………
- 特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効……………

- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………
- 都市計画の図書の縦覧(二件)……………
- ……………(都市整備局都市づくり政策部都市計画課)……………
- 争議行為の予告……………
- ……………(産業労働局雇用就業部労働環境課)……………

雑報

- 東京都職員共済組合保健施設に関する規則の一部を改正する規則……………
- ……………(東京都職員共済組合)……………

告示

●東京都告示第七百八十四号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十七年東京都告示第七百三十七号東京都計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年十二月八日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都計画公園事業第三・三・百二十三号弥生町六丁目公園
- 三 事業施行期間 平成二十七年十二月四日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分
 変更なし
 使用の部分
 変更なし

●東京都告示第七百八十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 被処分者
 - (一) 商号 株式会社エコロジーサイエンス
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 中野 健一
 - (三) 主たる事務所の所在地 港区六本木六丁目八番二十九号一〇一号
 - (四) 免許証番号 東京都知事(2)第九三三四二二号
 - (五) 免許年月日 平成二十八年九月二日
- 二 処分年月日 平成二十九年十一月三十日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第四号及び第六十六条第一項第九号

●東京都告示第七百八十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二条 第一項第五号 の規定による 道路	平成二十九 年十一月十 六日	青梅市野上町 一丁目六十番 一の一部、同 番五並びに同 番八、同番十、 同番十五及び 六十二番二の 各一部	延長 三三・一八 幅員 四・八四 五・〇〇
----------------------------------	----------------------	--	-----------------------------------

同右	平成二十九 年十一月二 十八日	武蔵村山市大 南五丁目六十 四番十四、同 番二十五及び 六十六番一	延長 二一・〇六 幅員 五・〇〇
----	-----------------------	---	---------------------------

●東京都告示第七百八十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

小平市花小金井六丁目五十四番三、平成二十九年十月二十五番一、五十六番一、五十八番 一月二十二日
二、五十九番及び六十番三

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花

小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第七百八十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月八日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区羽田空港一丁目地内)

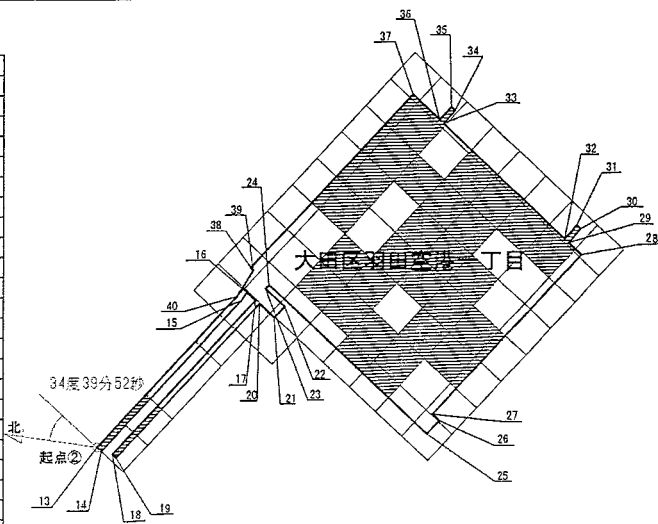
二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

<起点②>
 起点②は、座標値(X=-49486.350 Y=-7017.195)とする。

別図

座標値一覧

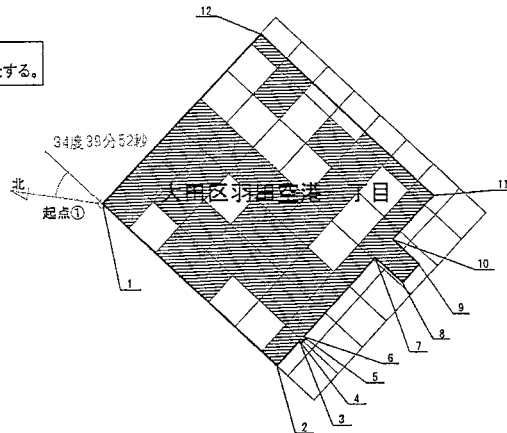
地点	X	Y
13	-49486.350	-7017.195
14	-49487.498	-7017.834
15	-49509.593	-6978.147
16	-49510.215	-6976.214
17	-49512.582	-6977.467
18	-49490.072	-7017.900
19	-49491.052	-7018.446
20	-49513.608	-6977.919
21	-49517.558	-6980.139
22	-49519.179	-6977.223
23	-49514.127	-6974.412
24	-49514.669	-6973.438
25	-49556.626	-6996.885
26	-49558.579	-6993.327
27	-49656.772	-6992.317
28	-49580.286	-6950.311
29	-49576.834	-6946.378
30	-49578.708	-6944.790
31	-49577.645	-6944.235
32	-49576.794	-6947.779
33	-49543.543	-6929.552
34	-49545.421	-6926.187
35	-49544.380	-6925.604
36	-49542.485	-6928.963
37	-49535.390	-6924.960
38	-49509.759	-6970.693
39	-49510.479	-6971.096
40	-49508.382	-6977.621



<起点①>
 起点①は、座標値(X=-49535.487 Y=-7040.090)とする。

座標値一覧

地点	X	Y
1	-49535.487	-7040.090
2	-49581.848	-7065.137
3	-49585.233	-7059.080
4	-49585.727	-7059.415
5	-49586.526	-7058.236
6	-49585.895	-7057.895
7	-49597.920	-7036.376
8	-49604.483	-7040.023
9	-49606.388	-7036.594
10	-49599.845	-7032.959
11	-49606.384	-7021.316
12	-49560.320	-6995.512



<凡例>

<格子の回転角度:34度39分52秒>
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。
 ※表中の座標値は、「東京国際空港基準点測量」から引用した値(世界測地系)

●東京都告示第七百八十九号

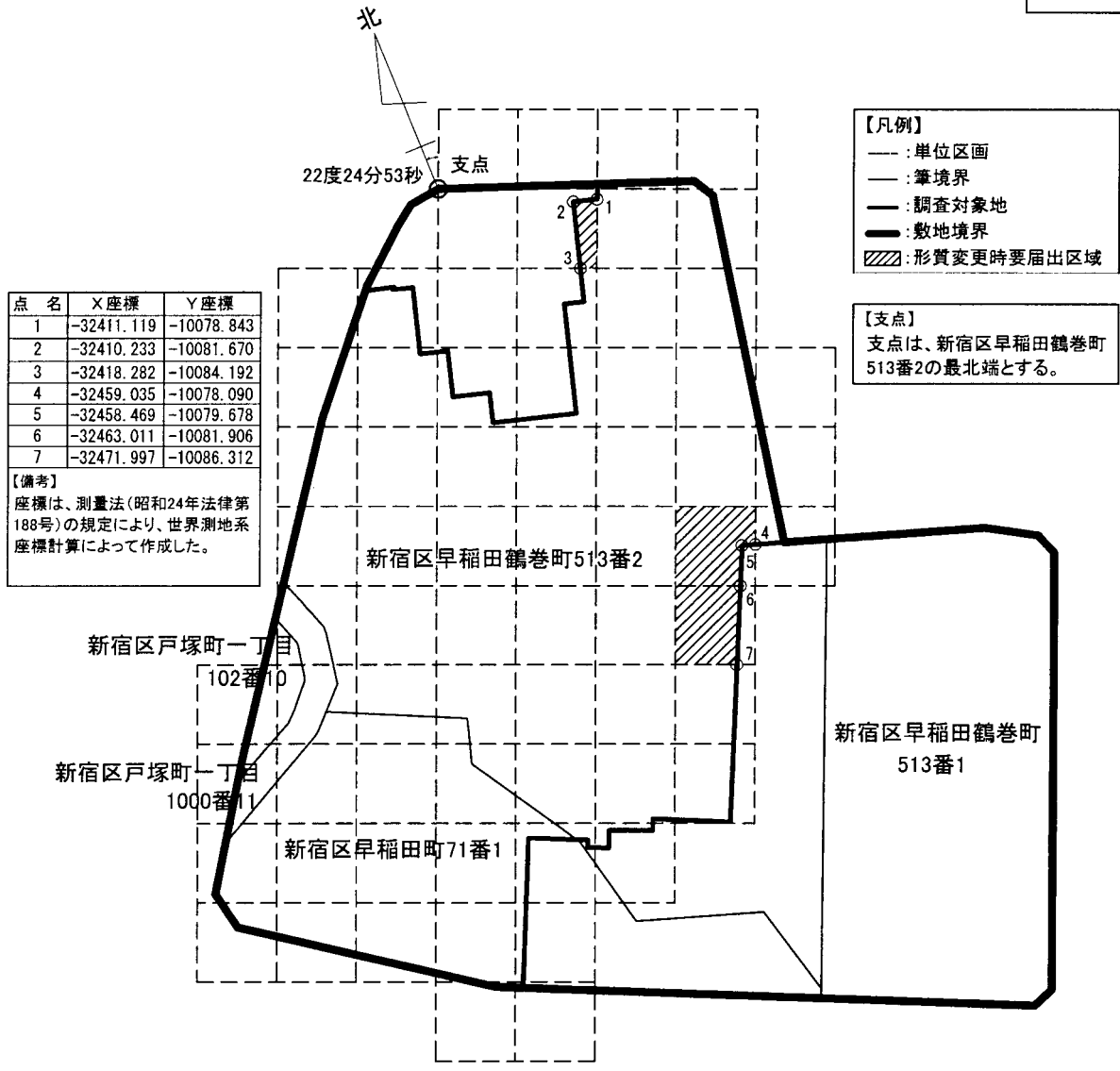
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月八日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(新宿区早稲田鶴巻町地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【格子の回転角度 22度24分53秒】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百九十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

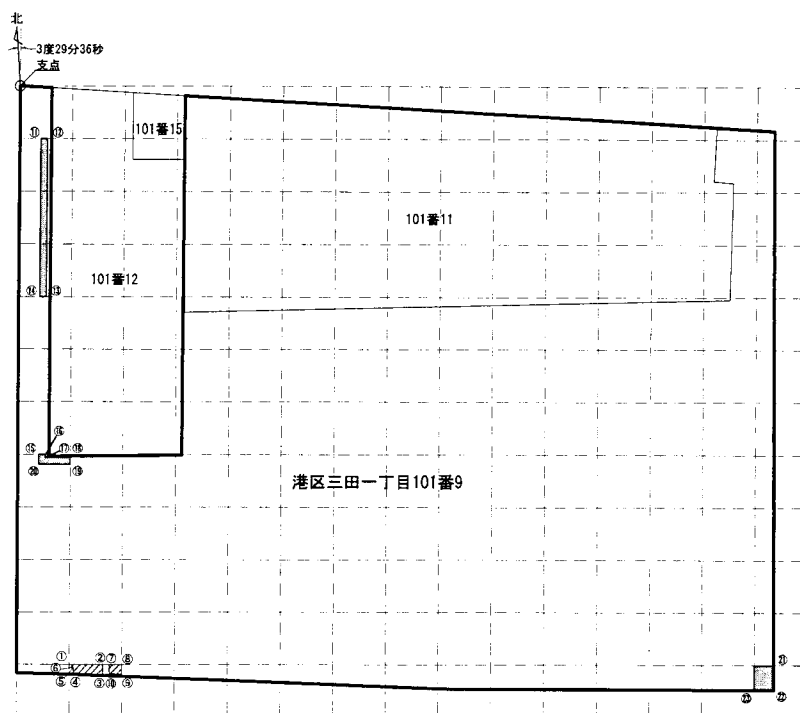
平成二十九年十二月八日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区三田一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



（支點）
支點は、港区三田一丁目101番9の最北端とする。

- 凡例
- 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
 - 単位区画
 - 築境界
 - 敷地境界
 - 形質変更時要届出区域
(平成28年東京都告示第2005号により指定された区域)

支點	X座標	Y座標	⑪	⑫
支點	-38349.30	-8185.58	-38359.30	-8180.75
①	-38459.30	-8175.58	-38359.30	-8179.56
②	-38459.89	-8175.58	-38389.30	-8179.60
③	-38459.90	-8174.76	-38389.30	-8180.78
④	-38461.15	-8174.77	-38419.30	-8180.81
⑤	-38461.37	-8169.22	-38419.30	-8179.64
⑥	-38459.30	-8169.24	-38419.68	-8179.65
⑦	-38459.30	-8167.95	-38419.89	-8175.58
⑧	-38461.07	-8167.99	-38421.19	-8175.58
⑨	-38461.11	-8165.58	-38420.89	-8180.81
⑩	-38459.30	-8165.58	-38459.33	-8041.89
			⑭	-38464.00
			⑮	-38463.99

※本座標は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第53号)附則第2条の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

（格子の回転角度:3度29分36秒）
格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百九十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月八日

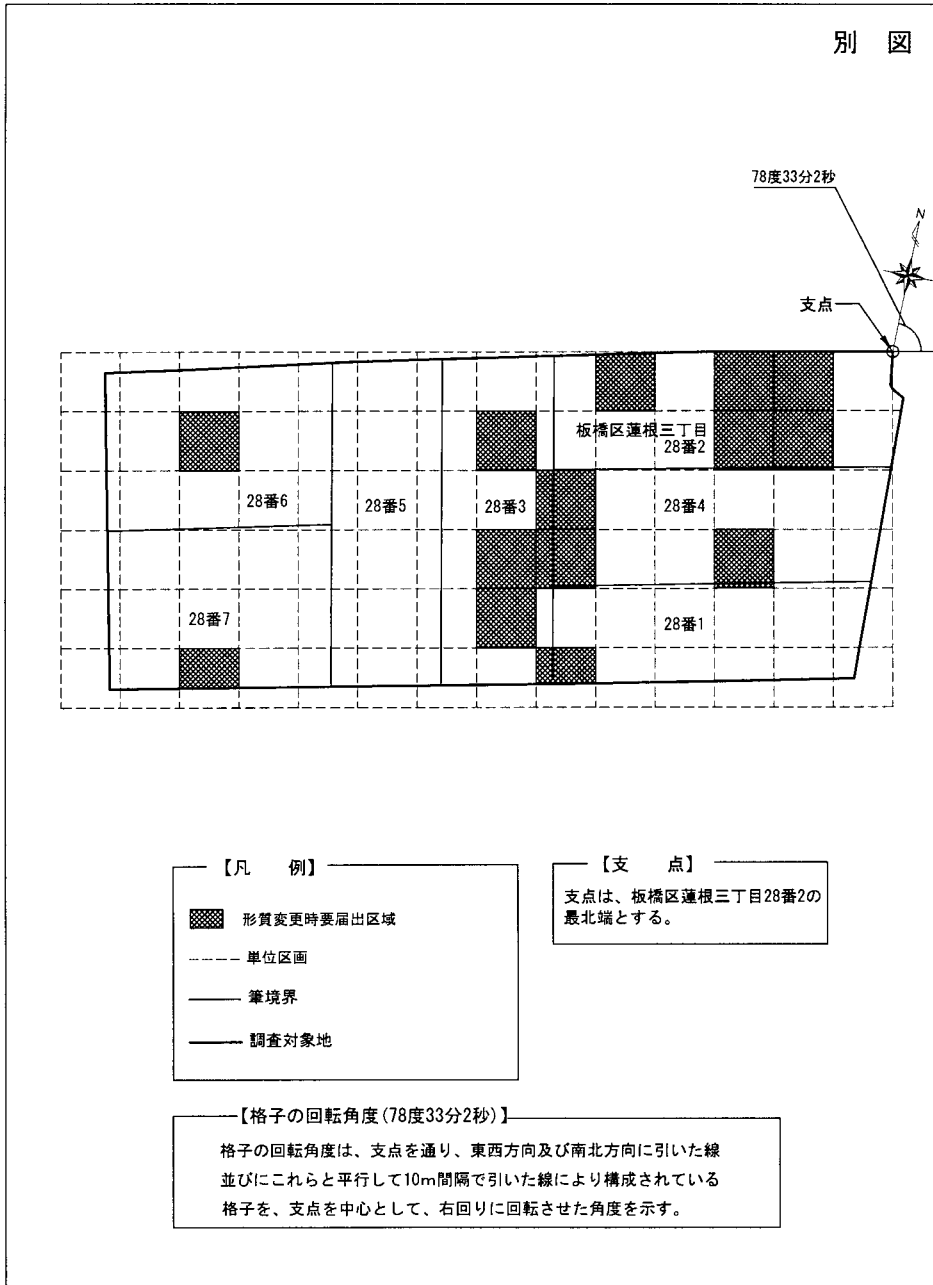
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（板橋区蓮根三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



●東京都告示第七百九十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第四百五十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（大田区矢口一丁目地内）

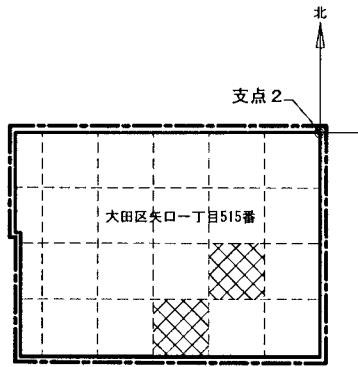
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

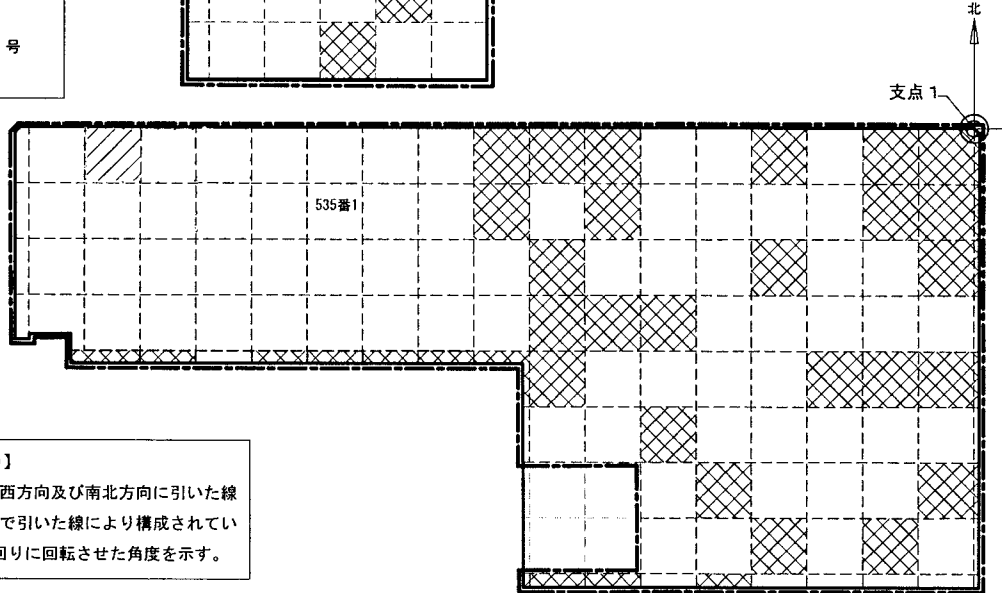
【支点1】
支点は、大田区矢口一丁目535番1の最北端とする。

【支点2】
支点は、大田区矢口一丁目515番の最北端とする。

- 【凡例】
- : 単位区画
 - : 敷地境界、筆境界
 - · - · : 調査範囲
 - ▨ : 指定を解除する区域
 - ▩ : 形質変更時要届出区域
(平成27年東京都告示第1451号
により指定した区域)



別図



【格子の回転角度（0度0分00秒）】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百九十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、平成二十七年東京都告示第三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月八日

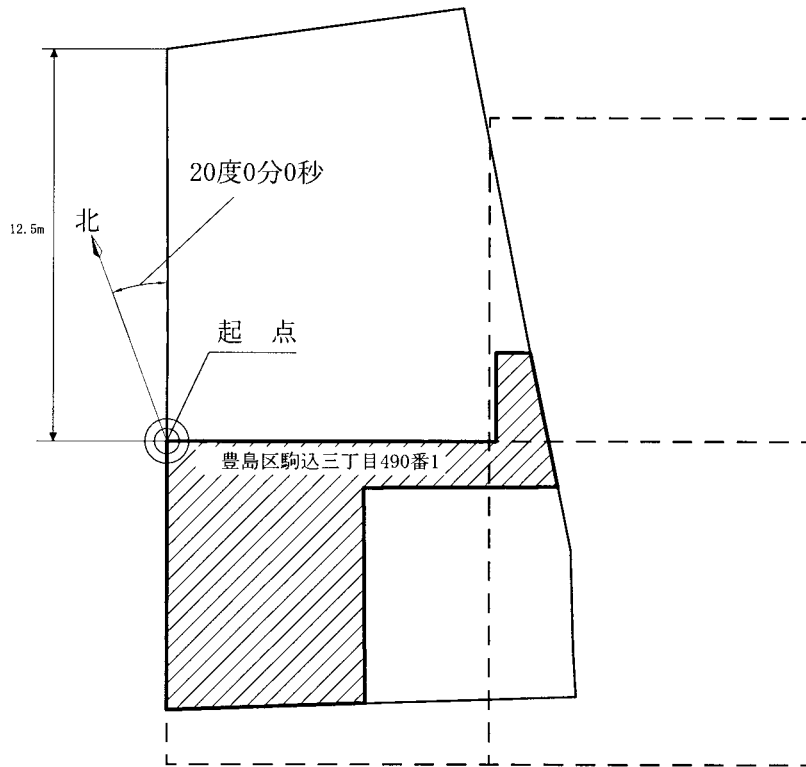
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（豊島区駒込三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



(凡例)

- - - : 単位区画
- : 調査対象地
- : 筆境界
- ▨ : 指定を解除する区域

(起点)

起点は、豊島区駒込三丁目490番1の最北端の筆境界より、土地境界線に沿って、南西に12.5mの位置とする。

(格子の回転角度(20度0分0秒))

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百九十四号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成三十年におけるとびうお流し刺し網漁業(東京都海面のうち伊豆諸島海域におけるものに限る。)の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年十二月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十九年十二月十一日から平成三十年一月十九日まで

二 許可又は起業の認可をする数の最高限度

五十隻

●東京都告示第七百九十五号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の開場時間を臨時に変更する。

平成二十九年十二月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 種類 橋りょう附帯施設(遊歩道)

二 名称 レインボーブリッジ橋りょう附帯施設

三 開場日時 平成二十九年十二月三十一日午前十時から
午後十二時まで

平成三十年一月一日午前零時から午後六時
まで
(通常午前十時から午後六時まで)

公 告

特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十一条の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年十二月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 女性のスペース「結」

二 代表者の氏名

西山 美幸

三 主たる事務所の所在地

東京都中野区上高田二丁目五十八番十三号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第五十八条第一項に規定する特例認定の有効期間が経過したため

五 失効年月日

平成二十九年九月三十日

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付があったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

東京都知事 小 池 百合子

都市計画の種類 都市計画の決定の告示

東京都市計画地区計画 平成二十九年八月二十五日中央区告示第
二百三十三号

豊海地区地区
計画

東京都市計画第
一種市街地再開
発事業 平成二十九年八月二十五日中央区告示第
二百四十四号

豊海地区第一
種市街地再開
発事業

東京都市計画第
一種市街地再開
発事業 平成二十九年九月十二日中央区告示第二
百二十号

八重洲二丁目
中地区第一種
市街地再開発
事業

東京都市計画第
一種市街地再開
発事業 平成二十九年九月十二日港区告示第二
百七十一号

三田三・四丁
目地区第一種
市街地再開発
事業

東京都市計画第
一種市街地再開
発事業 平成二十九年九月十二日港区告示第二
百七十四号

東京都市計画第
一種市街地再開
発事業

虎ノ門・麻布

台地区第一種
市街地再開発
事業

東京都市計画特
別用途地区 平成二十九年八月一日墨田区告示第二
百八十四号

墨田区文化・
スポーツ地区

東京都市計画地
区計画 平成二十九年十月十日東京都板橋区告示
第三百七十九号

大山駅西地区
地区計画

東京都市計画第
一種市街地再開
発事業 平成二十九年十月十日東京都板橋区告示
第三百八十号

大山町クロス
ポイント周辺
地区第一種市
街地再開発事
業

東京都市計画第
一種市街地再開
発事業 平成二十九年九月二十一日江戸川区告示
第五百六十六号

平井五丁目駅
前地区第一種
市街地再開発
事業

東京都市計画景
観地区 平成二十九年九月二十一日江戸川区告示
第五百六十六号

平井五丁目駅
前景观地区

東京都市計画地
区計画 平成二十九年九月二十一日江戸川区告示
第五百六十六号

平井五丁目駅
前地区地区計
画

東京都市計画第
一種市街地再開
発事業

平井五丁目駅
前地区地区計
画

調布都市計画地区計画
平成二十九年九月二十九日調布市告示第
四百四号

多摩川住宅地区地区計画

調布都市計画地区計画
平成二十九年九月二十九日狛江市告示第
三百五十七号

多摩川住宅地区地区計画

立川都市計画地区計画
平成二十九年七月十八日東大和市告示第
四十九号

東京街道団地地区地区計画

縦覧場所
東京都都市整備局都市づくり政策部都市
計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北
側)

都市計画の図書の縦覧について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二
項の規定により関係区市から次の都市計画の図書の送付が
あったので、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

東京都知事 小池 百合子

都市計画の種類 都市計画の変更の告示

東京都市計画公
平成二十九年八月八日中央区告示第百九
十三号

中央第二・二
・六号水谷橋
公園

東京都市計画地区計画
平成二十九年九月十二日中央区告示第二
百十八号

日本橋・東京
駅前地区地区
計画

計画

東京都市計画自動車ターミナル
第八号八重洲
二丁目バスタ
ーミナル
平成二十九年九月十二日中央区告示第二
百十九号

東京都市計画高度地区
平成二十九年九月十二日港区告示第二
百七十二号

東京都市計画防火地域及び準防火地域
平成二十九年九月十二日港区告示第二
百七十三号

東京都市計画高度地区
平成二十九年九月十二日港区告示第二
百七十五号

東京都市計画防火地域及び準防火地域
平成二十九年九月十二日港区告示第二
百七十六号

東京都市計画学校
平成二十九年八月一日墨田区告示第二
百八十五号

東京都市計画生産緑地地区
平成二十九年八月十四日中野区告示第
八十八号

東京都市計画駐車場整備地区
平成二十九年八月十四日中野区告示第
八十一号

中野駅周辺駐車場整備地区

東京都市計画公園
平成二十九年八月二十一日杉並区告示第
四百十三号

第四・四・十
二号杉並南中
央公園

東京都市計画地区計画
平成二十九年八月七日豊島区告示第二
百六十一号

南池袋二・四
丁目地区地区
計画

東京都市計画地区計画

東京都市計画地区計画
平成二十九年九月二十九日東京都板橋区
告示第三百六十八号

向原三丁目地区地区計画

東京都市計画高度利用地区
平成二十九年十月十日東京都板橋区告示
第三百八十一号

大山町クロス
ポイント周辺
地区

東京都市計画高度地区
平成二十九年十月十日東京都板橋区告示
第三百八十二号

東京都市計画防火地域及び準防火地域
平成二十九年十月十日東京都板橋区告示
第三百八十三号

東京都市計画高度利用地区
平成二十九年九月二十一日江戸川区告示
第五百六十七号

東京都市計画公園
平成二十九年九月二十一日江戸川区告示
第五百六十七号

江戸川第二・
二・七十四号
松本二丁目公
園

三鷹都市計画用途地域
平成二十九年八月一日三鷹市告示第二
百二十七号

三鷹都市計画高度地区
平成二十九年八月一日三鷹市告示第二
百二十八号

三鷹都市計画特別用途地区
平成二十九年八月一日三鷹市告示第二
百二十九号

第一種特別都市型産業等育成地区
平成二十九年八月一日三鷹市告示第二
百二十九号

三鷹都市計画地区計画
平成二十九年八月一日三鷹市告示第二
百三十号

下連雀五丁目

第二地区地区 計画	青梅都市計画生 産緑地地区	調布都市計画一 団地の住宅施設	多摩川住宅一 団地の住宅施設	調布都市計画一 団地の住宅施設	多摩川住宅一 団地の住宅施設	立川都市計画一 団地の住宅施設	東京街道一団 地の住宅施設	立川都市計画用 途地域	立川都市計画高 度地区	立川都市計画防 火地域及び準防 火地域	多摩都市計画地 区計画	若葉台東地区 地区計画	多摩都市計画地 区計画	上谷戸地区地 区計画	多摩都市計画地 区計画
	平成二十九年十月一日青梅市告示第百三十一号	平成二十九年九月二十九日調布市告示第 四百五号	平成二十九年九月二十九日調布市告示第 三百五十六号	平成二十九年九月二十九日狛江市告示第 三百五十六号	平成二十九年七月十八日東大和市告示第 四十八号	平成二十九年七月十八日東大和市告示第 五十一号	平成二十九年七月十八日東大和市告示第 五十二号	平成二十九年六月十六日稲城市告示第 六十五号	平成二十九年六月十六日稲城市告示第 六十六号	平成二十九年六月十六日稲城市告示第 六十六号	平成二十九年六月十六日稲城市告示第 六十六号	平成二十九年六月十六日稲城市告示第 六十六号	平成二十九年六月十六日稲城市告示第 六十六号	平成二十九年六月十六日稲城市告示第 六十六号	平成二十九年六月十六日稲城市告示第 六十六号

区計画	第三文化セン ター周辺地区 地区計画	秋多都市計画用 途地域	秋多都市計画高 度地区	秋多都市計画防 火地域及び準防 火地域	秋多都市計画地 区計画	初雁地区地区 計画	縦覧場所	争議行為の予告について	陽和病院労働組合執行委員長山下高介から争議行為を行 う旨の通知が平成二十九年十一月二十八日にあったので、 労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八 号）第十条の第四第四項の規定に基づき、その概要を次のと おり公表する。	平成二十九年十二月八日	東京都知事 小 池 百合子	一 事件 冬季一時金等の要求に関する件	二 日時 平成二十九年十二月九日以降問題解決に至るまでの間
十七号		平成二十九年八月九日あきる野市告示第 九十七号	平成二十九年八月九日あきる野市告示第 九十八号	平成二十九年八月九日あきる野市告示第 九十九号	平成二十九年八月九日あきる野市告示第 百号		東京都都市整備局都市づくり政策部都市 計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北 側）						

三 場所及び所在地 練馬区大泉町二丁目十七番一号	四 種類 全ての組合員、または一部の組合員によるストライキ、 その他のあらゆる形式の争議行為を実施する。（以上原 文のまま掲載）	雑 報 東京都職員共済組合保健施設に関する規則の一部を改正 する規則を公布する。 平成二十九年十二月八日 東京都職員共済組合 理事長 川 澄 俊 文	●東京都職員共済組合規則第五号 東京都職員共済組合保健施設に関する規則の 一部を改正する規則 東京都職員共済組合保健施設に関する規則（昭和三十九 年東京都職員共済組合規則第七号）の一部を次のように改 正する。 第三条中「及びその被扶養者（配偶者、一親等の親族並 びに組合員及び配偶者の孫及び祖父母については被扶養者 でない者を含む。以下同じ。）を「、その被扶養者（配 偶者及び三親等内の親族については被扶養者でない者を含 む。）及び組合員の配偶者の三親等内の親族であつて被扶 養者の要件に該当しない者並びに障害を有する組合員の介 助者一人」に改める。 第四条第二項中「よつて」を「よつて」に改める。	附 則
-----------------------------	---	---	--	-----

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号

郵便番号
113-0001

